



概要版

第8期

# 鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険事業計画

令和3年度～令和5年度

だれもが人として尊重され、  
安心して住み続けられる地域共生社会をめざす

鳥栖地区広域市町村圏組合圏域(以下「本圏域」という。)においては、「だれもが人として尊重され、安心して住み続けられる地域共生社会をめざす」を基本理念とし、これまでの本圏域における介護保険事業の取組やこれまでの国・県の動向等を踏まえつつ、「地域包括ケアシステム」の実現に向けて事業を推進していきます。

## 計画策定の背景と趣旨

わが国では人口減少社会の到来の一方で、高齢者の急激な増加が進み、超高齢社会に突入して10年以上が経過しています。令和2(2020)年4月1日現在、総務省統計局の人口推計では、65歳以上の人口は3,605万人(概算値)、高齢化率は28.6%となっており、国民の約3.5人に1人以上が高齢者となっています。

また、令和2年版高齢社会白書によると、我が国の高齢者人口は「団塊の世代(昭和22年から昭和24年までの3年間に出生した世代)」が65歳以上の前期高齢者となった平成27年(2015年)に3,387万人となり、「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる令和7年(2025年)には3,677万人に達すると見込まれています。

本圏域の高齢化率は令和2(2020)年10月1日現在で26.9%と、全国の数より若干低いものの、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22(2040)年には高齢化率28.5%となる見込みです。これまでも、超高齢社会の到来を見据え、高齢者ができるだけすこやかに、いきいきと毎日を過ごし、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることのできる社会づくりを進めてきました。

本計画は、これまでの取組を継承しつつ、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年、更に現役世代が急減する令和22(2040)年を見据え、本圏域における地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図る計画として策定します。

## 計画の位置づけ

本計画は、介護保険法第 117 条に規定された計画であり、3 年間で 1 期として各期で見直しを行うもので、今回が第 8 期となります。

### 介護保険法 第 117 条 第 1 項

市町村は、基本指針\*に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

\*基本指針とは、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を指します。

本圏域を構成する 1 市 3 町（鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町）が老人福祉法に基づき策定する市町老人福祉計画（以下「高齢者福祉計画」という。）と連携のとれた計画です。また、本計画は、県が策定する介護保険事業支援計画や保健医療計画及び県、市町が策定する地域福祉計画などの関係する計画と調整・整合のとれた計画となっています。

### 【計画体系における位置づけ】

#### 鳥栖地区広域市町村圏組合 構成市町がそれぞれ策定する高齢者福祉計画 (老人福祉法:第20条の8)

鳥栖市

基山町

みやき町

上峰町

連携

#### 鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険事業計画

整合

#### 佐賀県

保健医療計画  
(医療法:第30条の4第1項)

整合

介護保険事業支援計画  
(介護保険法:第118条第1項)

## 計画の期間

本計画(第 8 期計画)は、介護保険法の規定に基づき、令和 3(2021)年度から令和 5(2023)年度までの 3 力年を計画期間とします。

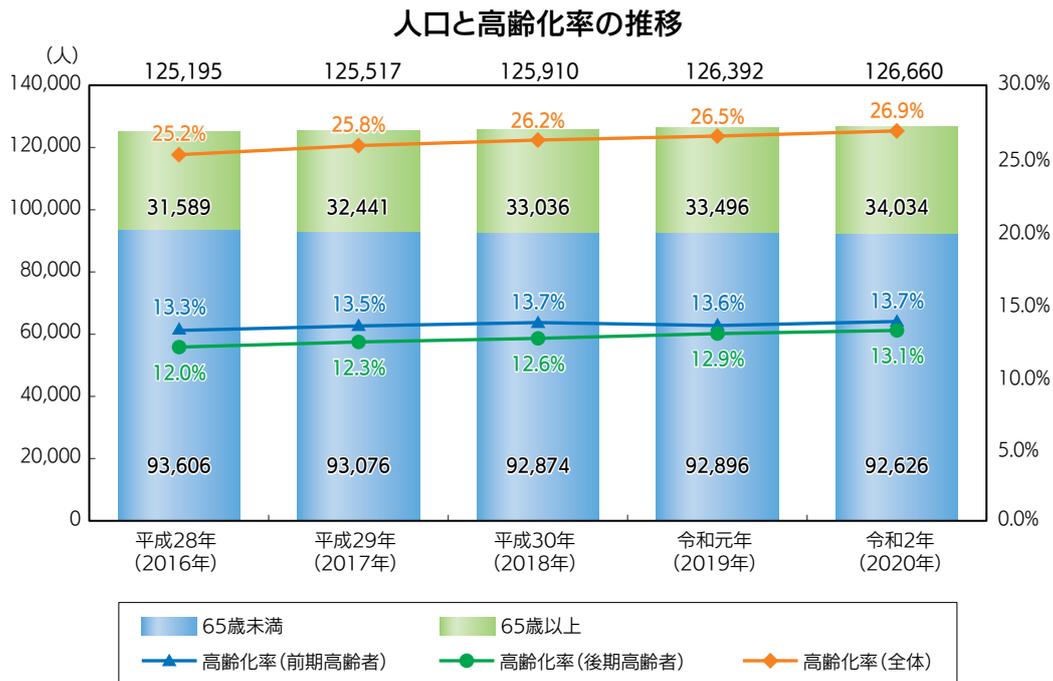
なお、「団塊の世代」が 75 歳以上になる令和 7(2025)年度と「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上となる令和 22(2040)年度の高齢者人口やサービス水準等も推計し、中長期的な視点に立って策定します。

## 高齢者を取り巻く現状

### 【人口と高齢化率】

本圏域における令和2(2020)年10月1日現在の高齢者人口は34,034人で、高齢化率は26.9%となっています。

平成28(2016)年度と比べると、高齢者人口は2,445人の増加、高齢化率は1.7ポイントの増加となっています。前期高齢化率(65歳以上～75歳未満)と後期高齢化率(75歳以上)については、後期高齢化率が年々延びており、前期高齢化率との差が小さくなっています。



### 【高齢者のいる世帯】

本圏域の高齢者のいる世帯は、平成2(1990)年から平成27(2015)年に約2.0倍に増加し、19,242世帯となっています。また、高齢者の単身世帯(ひとり暮らし高齢者世帯)は、同期間に約4.5倍に増加し、3,885世帯となっています。

(単位：世帯)

	国 勢 調 査					
	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)
総 世 帯	29,251	33,206	36,838	39,941	42,755	45,849
高 齢 者 の い る 世 帯	9,419	11,307	13,197	14,992	16,789	19,242
うち単身世帯	857	1,275	1,880	2,409	3,008	3,885
総世帯に占める高齢者のいる世帯割合	32.2%	34.1%	35.8%	37.5%	39.3%	42.0%
うち単身世帯	2.9%	3.8%	5.1%	6.0%	7.0%	8.5%

## [評価・判定結果の概要 ～介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から～]

国の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、調査結果から、高齢者の生活機能や日常生活・社会参加に係る12項目について、評価・判定を行うことができます。

リスク該当者の割合は、全体では『社会的役割』(60.7%)、『認知症予防』(57.9%)、『知的能動性』(45.3%)、『うつ予防』(42.2%)、『転倒』(37.9%)、『老研指標総合評価』(37.1%)、『運動器』(30.8%)、『口腔』(29.4%)、『手段的自立度(IADL)』(26.3%)の順で高くなっています。

市町別にみると、基山町では他に比べて、生活機能の多くの項目でリスク該当者の割合が低くなっています。一方で、上峰町では、『運動器』や『閉じこもり予防』『うつ予防』『知的能動性』など全体の割合を上回っている項目が多くなっています。

		調査数(人)	生活機能							日常生活・社会参加				
			虚弱	運動器	転倒	閉じこもり予防	栄養	口腔	認知症予防	うつ予防	手段的自立度(IADL)	知的能動性	社会的役割	老研指標総合評価
			該当(10点以上)	該当(3点以上)	該当(1点以上)	該当(1点以上)	該当(2点以上)	該当(2点以上)	該当(1点以上)	該当(1点以上)	低下(4点以上)	低下(3点以上)	低下(3点以上)	低下(10点以上)
全体		3,008	18.5	30.8	37.9	20.4	2.6	29.4	57.9	42.2	26.3	45.3	60.7	37.1
市町別	鳥栖市	1,530	18.9	30.8	38.9	20.4	2.6	29.1	57.8	41.4	27.2	44.7	61.7	37.9
	基山町	496	15.9	26.2	30.8	18.5	2.8	28.6	55.2	39.7	21.2	40.6	58.6	33.0
	みやき町	751	19.3	32.1	39.5	20.6	2.4	30.0	60.2	44.2	27.5	48.9	59.4	37.7
	上峰町	231	19.0	35.5	40.7	23.4	2.2	31.2	56.7	45.5	26.4	48.9	61.9	37.2
日常生活圏域別	鳥栖市鳥栖地区	456	20.0	31.6	37.7	23.2	2.0	29.6	57.2	41.0	25.8	43.8	63.0	39.1
	鳥栖市田代基里地区	375	20.3	30.4	37.9	18.4	3.2	27.2	60.0	42.9	28.8	41.6	62.1	35.7
	鳥栖市若葉弥生が丘地区	219	16.0	29.7	37.0	18.3	2.7	27.4	60.3	40.2	26.4	45.2	55.7	38.3
	鳥栖市鳥栖西地区	480	18.1	31.0	41.7	20.2	2.7	30.8	55.4	41.3	27.7	47.5	63.1	38.5
	基山町	496	15.9	26.2	30.8	18.5	2.8	28.6	55.2	39.7	21.2	40.6	58.6	33.0
	みやき町中原地区	206	19.4	34.5	43.7	14.1	2.9	32.0	58.3	43.2	24.8	50.5	61.7	36.4
	みやき町北茂安地区	328	18.3	28.7	36.3	20.4	2.7	28.7	57.9	40.9	25.0	47.3	60.0	38.4
	みやき町三根地区	217	20.7	35.0	40.6	27.2	1.4	30.0	65.4	50.2	34.1	49.8	56.2	37.8
	上峰町	231	19.0	35.5	40.7	23.4	2.2	31.2	56.7	45.5	26.4	48.9	61.9	37.2

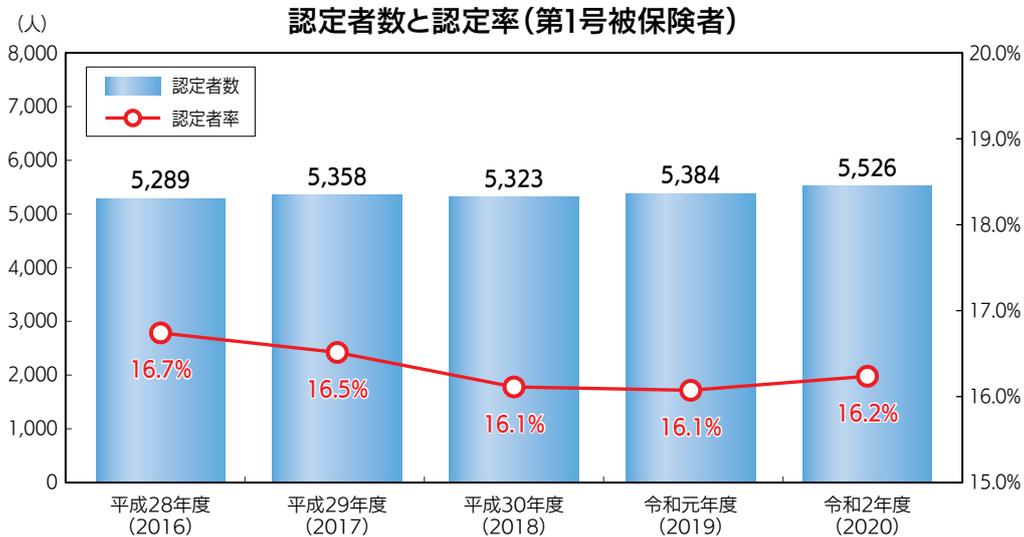
■ 全体に比べて、リスク該当者・低下者の割合が高い(+3ポイント以上)

■ 全体に比べて、リスク該当者・低下者の割合が低い(-3ポイント以上)

## 【認定者数と認定者率】

認定者数は平成 29 (2017) 年度以降約 5,300 人前後で推移してきましたが、令和 2 (2020) 年度には約 5,500 人に増加しています。

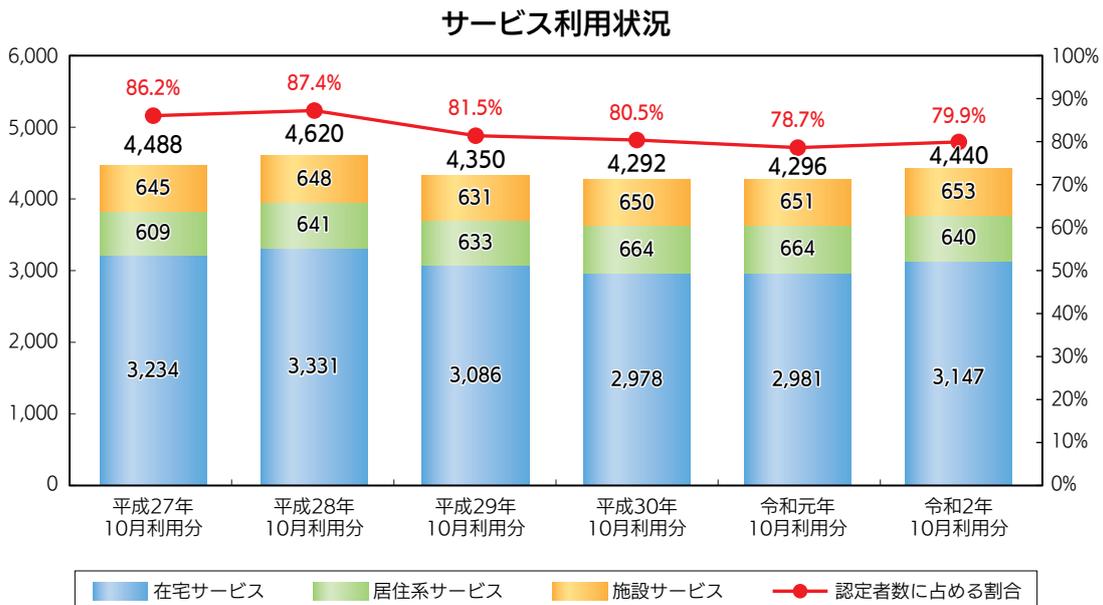
また、認定率(高齢者人口に占める認定者の割合)は、令和 2 年 10 月 1 日現在で 16.2%となっています。



## 【サービス利用状況】

受給者数全体は、平成 29 (2017) 年以降約 4,300 人前後で推移しています。

サービス類型別にみると、施設受給者数と居住系受給者数については、それぞれ 630 ~ 660 人、在宅受給者数については、約 3,000 人前後で推移しています。



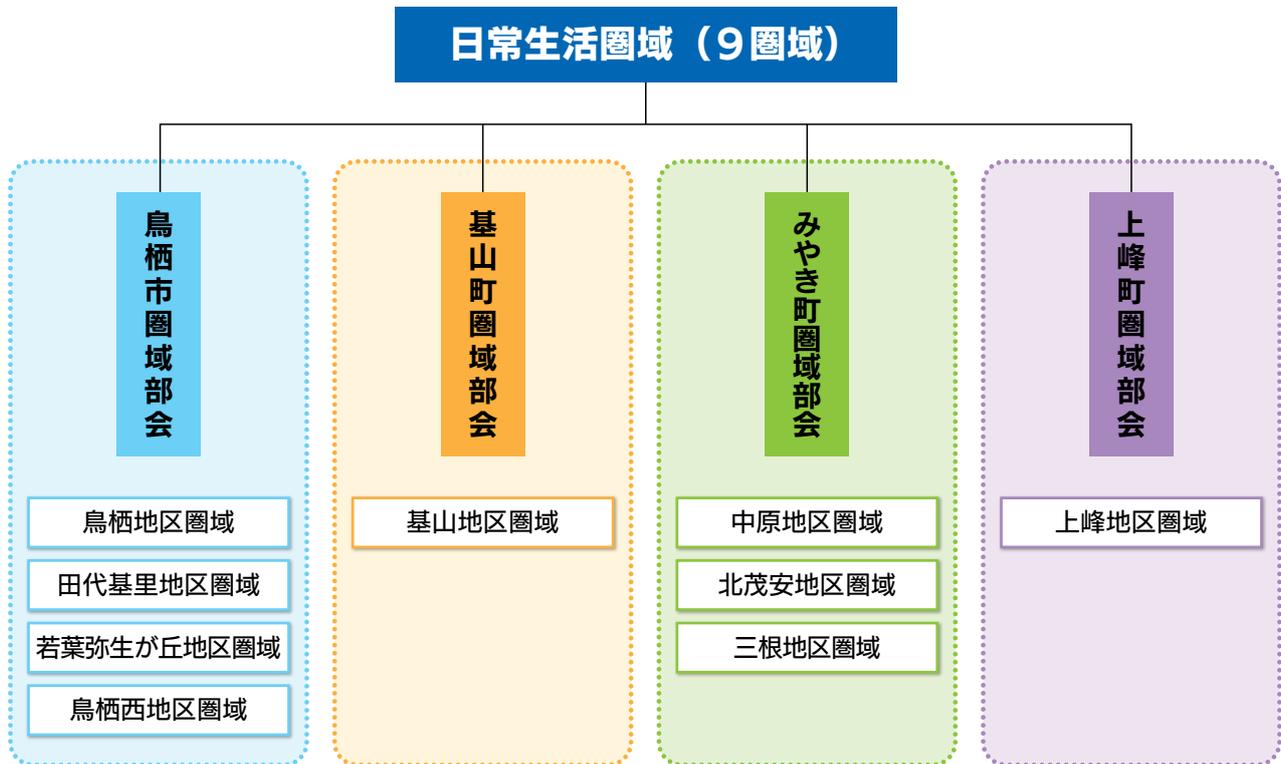
※介護保険事業報告各月報値(地域包括ケア見える化システム)

※サービス類型間の名寄せはされていないため、利用者数合計にはダブルカウントを含む場合がある

## 地域包括ケアと日常生活圏域の考え方

本圏域では、地域包括ケアのさらなる推進のために中学校校区を基準とし、下記のとおり圏域を区分けいたしました。

また、地域包括支援センターについては、鳥栖市、基山町、上峰町は圏域ごとに、みやき町は町内に1カ所設置しています。



### 地域包括支援センターとは

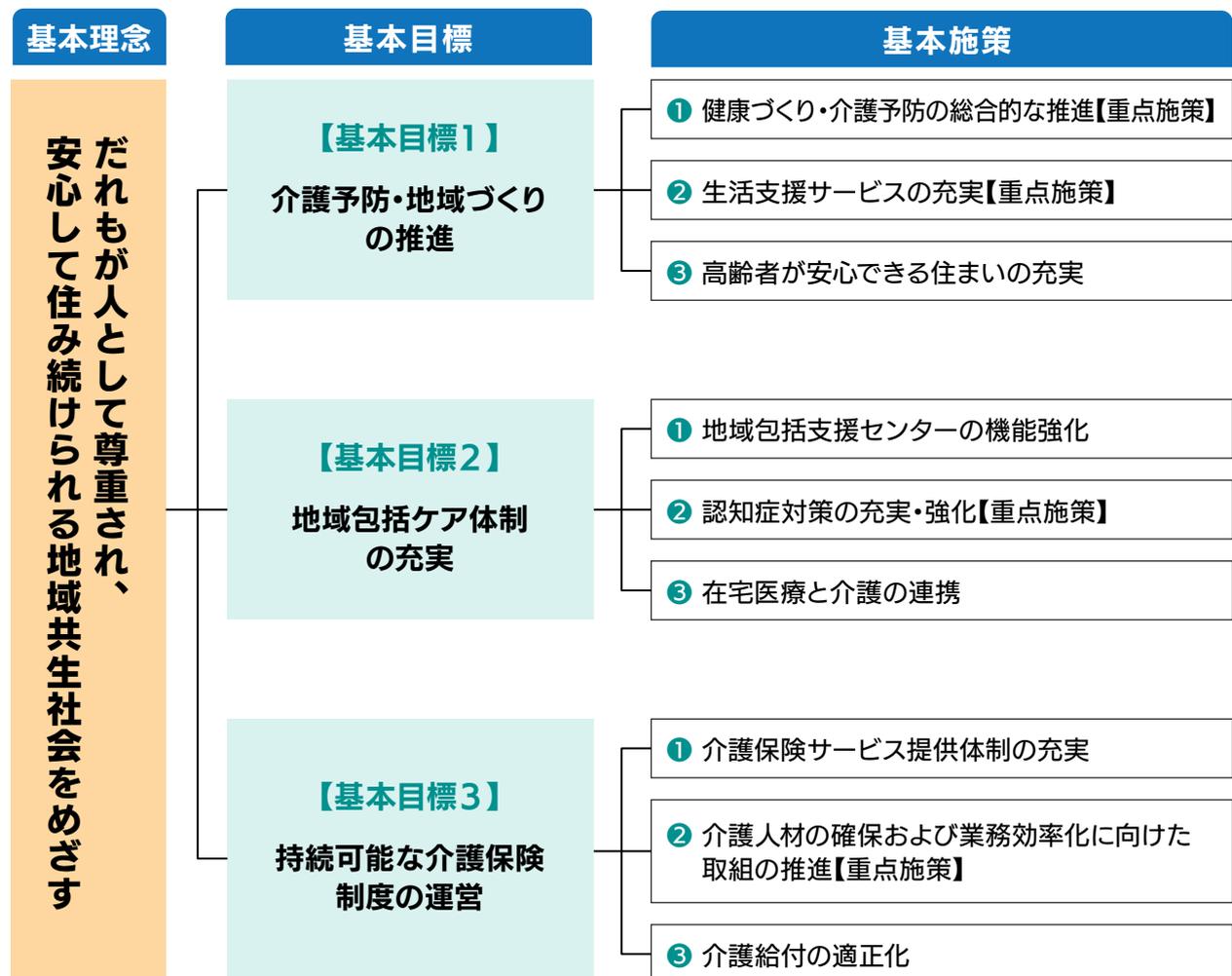
地域にあるさまざまな社会資源を使って、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として「地域包括支援センター」を設置しています。ここでは、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員等が中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援が行われます。公正・中立を確保するために、地域住民や関係職種による「地域包括支援センター運営協議会」が運営にかかわります。

## 計画の基本理念と基本目標

今後、高齢化率の上昇と高齢者一人を支える現役世代の減少、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加などが予想されます。また、医療の進歩や生活環境の改善、食生活の向上などにより平均寿命が延び続ける中で、日常生活を自立して元気に過ごせる期間である「健康寿命」を延伸することも重要です。そのため、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身がサービスの「担い手」側に立つことも含めて、高齢者が健康でいきいきと活躍できる場を創出していくことが必要です。

本計画においては、第5期計画以降の基本理念である「だれもが人として尊重され、安心して住み続けられる地域共生社会をめざす」を継承し、これまでの本圏域における介護保険事業の取組やこれまでの国・県の動向等を踏まえつつ、引き続き「地域包括ケアシステム」の実現に向けて事業を推進していきます。

### 【計画の体系】



## 基本目標 1 介護予防・地域づくりの推進

高齢者の地域での継続した自立生活の確保や要介護状態への移行の抑止、要介護状態の悪化を防止するため、介護予防を推進します。

また、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護予防・日常生活支援サービスにより、元気な高齢者をはじめとする地域人材や地域資源を活用した多様な主体による生活支援サービスの充実を図ります。

### 【基本施策 1 健康づくり・介護予防の総合的な推進【重点施策】】

- ①高齢者実態把握事業
- ②多種多様な介護予防教室等の推進
- ③介護予防講演会
- ④身近な場所での介護予防体制の整備
- ⑤地域リハビリテーション活動支援事業
- ⑥リハビリテーションの提供体制の充実
- ⑦保健事業と介護予防の一体的な実施

### 【基本施策 2 生活支援サービスの充実【重点施策】】

- ①生活支援体制整備事業
- ②地域ケア会議との連携
- ③ボランティア育成事業
- ④サポーター(ボランティアポイント)事業の推進
- ⑤高齢者の見守りネットワークの推進

### 【基本施策 3 高齢者が安心できる住まいの充実】

- ①住宅改修に関する指導
- ②認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の整備
- ③住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅等に関する情報提供



## 基本目標 2 地域包括ケア体制の充実

住民同士がお互いに支え合う「地域共生社会」を構築していくため、地域ケア会議の充実など地域包括支援センターの機能強化とともに、在宅医療・介護の連携強化など地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

また、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、国の「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症高齢者やその家族への支援の充実を図るとともに、高齢者の権利擁護を充実させる体制づくりを進めます。

### 【基本施策 1 地域包括支援センターの機能強化】

- ①地域包括支援センターの周知
- ②多職種協働の地域ケア会議の開催
- ③地域包括支援センターの事業評価・点検
- ④地域包括支援センター専門職種会議の開催

### 【基本施策 2 認知症対策の充実・強化【重点施策】】

- ①認知症普及啓発事業
- ②認知症に対する地域支援づくり
- ③認知症疾患医療機関との連携
- ④認知症総合支援事業
- ⑤家族介護者に対する支援
- ⑥成年後見制度利用支援事業

### 【基本施策 3 在宅医療と介護の連携】

- ①地域の医療・介護の資源の把握
- ②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ④医療・介護関係者の情報共有の支援
- ⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ⑥医療・介護関係者の研修
- ⑦地域住民への普及啓発
- ⑧在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携



## 基本目標 3

## 持続可能な介護保険制度の運営

介護や支援が必要な状態になっても、要介護者等が自らの能力を生かして、できる限り住み慣れた家や地域で生活できるよう、施設サービスと居宅サービスのバランスを考慮し、ニーズに応じた介護保険サービスの提供に努めます。

また、持続可能な介護保険制度の運営のためには、近年、地震や台風、豪雨など、甚大な被害をもたらしている災害への備えや新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症拡大防止策を介護事業所に周知啓発する必要があります。

さらに、保険者機能の強化のもと、介護給付の適正化や介護人材の育成・確保、業務効率化に向けた支援など、介護保険制度の円滑な運営及び介護サービス基盤の整備を図ります。

### 【基本施策 1 介護保険サービス提供体制の充実】

- ①介護サービス事業所に関する情報の提供
- ②介護保険出前講座
- ③高齢者の在宅生活を支える地域密着型サービス事業所の充実
- ④介護あんしん相談員派遣事業
- ⑤介護施設における避難確保計画の作成支援・指導
- ⑥介護事業所等における感染拡大防止策の周知啓発及び研修会の開催

### 【基本施策 2 介護人材の確保および業務効率化に向けた取組の推進【重点施策】】

- ①就労支援関係機関との連携
- ②国・県と連携した介護に関する業務効率化の支援
- ③介護職員等基礎研修事業

### 【基本施策 3 介護給付の適正化】

- ①要介護認定の適正化
- ②ケアプラン共同点検事業
- ③住宅改修・福祉用具等の点検
- ④縦覧点検・医療情報との突合
- ⑤給付実績の活用
- ⑥集団指導・実地指導



## 地域支援事業

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供するもので、介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防事業)、包括的支援事業及び任意事業で構成しています。

### 【介護予防・日常生活支援総合事業】

年齢や心身の状態を考えて自立支援に関する取り組みを推進するために、介護予防の機能強化を図るように構成されています。

- (ア)介護予防・生活支援サービス事業
- (イ)一般介護予防事業

### 【包括的支援事業】

地域のケアマネジメントを総合的に行うために、介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護事業、ケアマネジメント支援などを包括的に行う事業です。

- (ア)地域包括支援センターの運営
- (イ)在宅医療・介護連携推進事業
- (ウ)生活支援体制整備事業
- (エ)認知症総合支援事業

### 【任意事業】

家族介護者の支援や、高齢者の地域における自立した日常生活の支援のための事業などを地域の実情に応じ、創意工夫した多様な形態で実施する事業です。

- (ア)介護給付等費用適正化事業
- (イ)家族介護支援事業
- (ウ)その他事業(成年後見制度利用支援事業・介護あんしん相談員派遣事業・住宅改修支援事業・地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業)

## 低所得者への主な対応

### 【特定入所者介護(予防)サービス費】

居住費・食費が低所得者の方に過重な負担とならないよう、所得に応じた利用者負担限度額を設け、その限度額を超える差額を特定入所者介護(予防)サービス費として保険給付します。

### 【高額介護(予防)サービス費】

1か月に受けた介護保険サービスの利用者負担の合計額が、所得に応じた上限額を超えた場合、その超えた費用を高額介護(予防)サービス費として支給しています。

## **【高額医療合算介護(予防)サービス費】**

医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減するため、限度額を設け、その限度額を超える差額を高額医療合算介護(予防)サービス費として保険給付します。

## **【社会福祉法人による利用者負担軽減】**

生計が困難な方を対象に、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人の利用者負担減額を行います。

## **【旧措置入所者への対応】**

介護保険制度の施行以前から介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所していた方(旧措置入所者)に、平成12(2000)年4月1日からの5年間利用者負担が従前の費用徴収額を上回らないように、所得に応じて軽減措置を設けていました。この軽減措置を受けている方がまだ多数いたため、平成17(2005)年4月1日から、さらに5年間延長しています。

また、平成17(2005)年10月から、居住費・食費の自己負担が導入されましたが、従前の費用徴収額を上回ることのないよう負担軽減措置を設けています。

なお、この措置は平成22(2010)年4月1日から当分の間延長するとされています。

## **【高額介護(予防)サービス費の貸付】**

高額介護(予防)サービス費が支給されるまでの間に約3カ月を要するため、毎月の自己負担額の支払いが困難になる可能性があります。

その状況を少しでも緩和する措置として、高額介護(予防)サービス費が支給されるまでの間、資金の貸し付けを行います。

## **【境界層該当者への対応】**

介護保険制度においては、介護保険料や特定入所者介護サービス費の利用者負担限度額、高額介護サービス費の利用者負担上限額について、本来適用されるべき基準を適用すれば生活保護を必要とするが、それよりも低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる方(これを「境界層該当者」という)については、その低い基準を適用することとしています。

## **【介護保険料の納付】**

### ①低所得者への配慮について

国の考え方に基づき、当組合においても第1段階から第3段階までの保険料の一部に公費を投入して保険料の軽減を図ります。

### ②多段階化の継続と基準所得金額について

第8期保険料にかかる所得段階については、第7期より導入した「第10段階」を維持し、保険料基準額の抑制を図ることとしています。

## **【介護保険料の減免】**

鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険条例第11条並びに鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険料減免取扱要綱において、(1)災害等により生活が著しく困難になった者(2)その他前号に準ずる特別の理由がある者に対し保険料を減免する旨、規定しています。

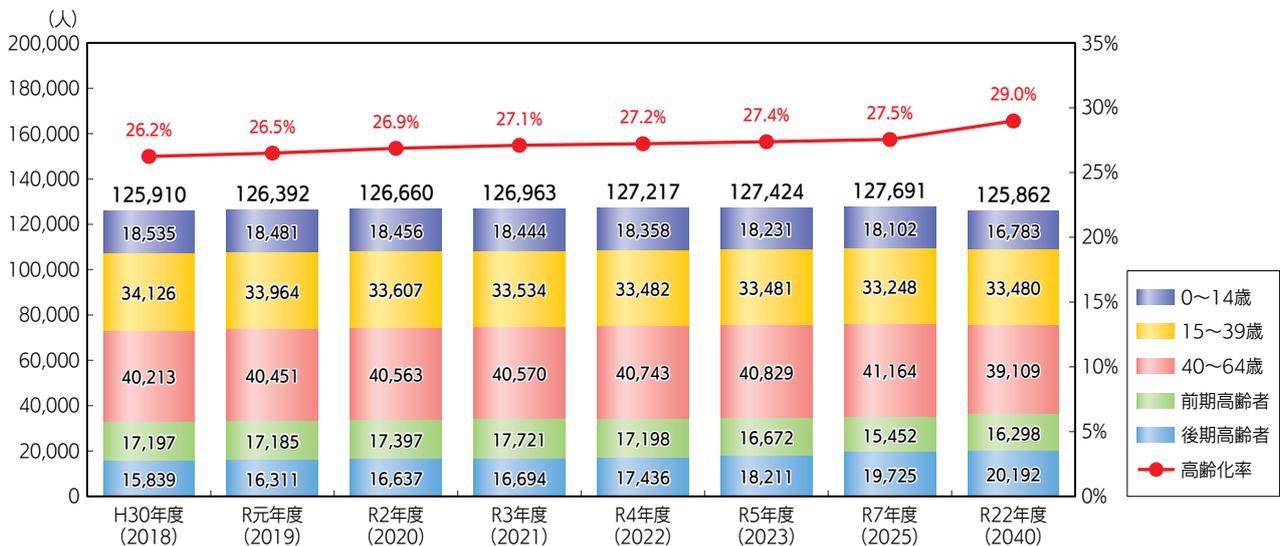
## 介護保険事業の見通し

将来の総人口については、今後も緩やかな増加傾向で推移し、令和5(2023)年度には127,424人にまで増加するものと見込まれます。一方で、令和22(2040)年度には、総人口は減少し、125,862人となる見込みです。

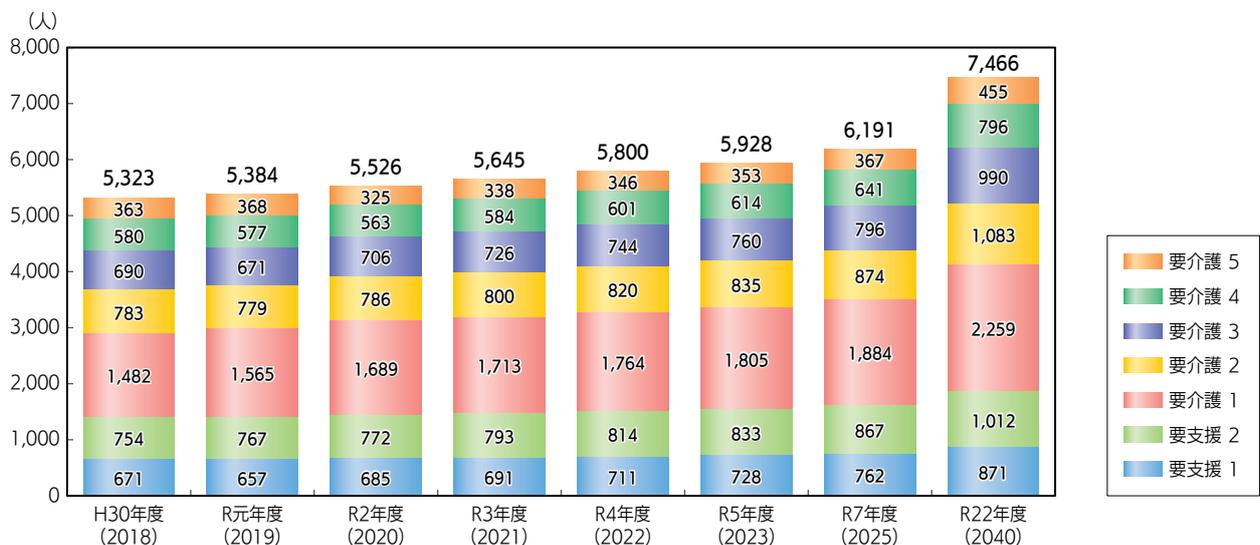
0～14歳人口が今後も緩やかな減少傾向で推移する中、後期高齢者人口については増加傾向で推移することが見込まれるため、総人口に占める高齢者人口の比率(高齢化率)は増加傾向で推移することとなり、令和5(2023)年度には27.4%、令和22(2040)年度には29.0%にまで達するものと想定されます。

将来の認定者数については、令和5(2023)年度には5,928人となり、高齢者人口に対する認定者の比率(認定者率)は、17.0%に達する見込みです。

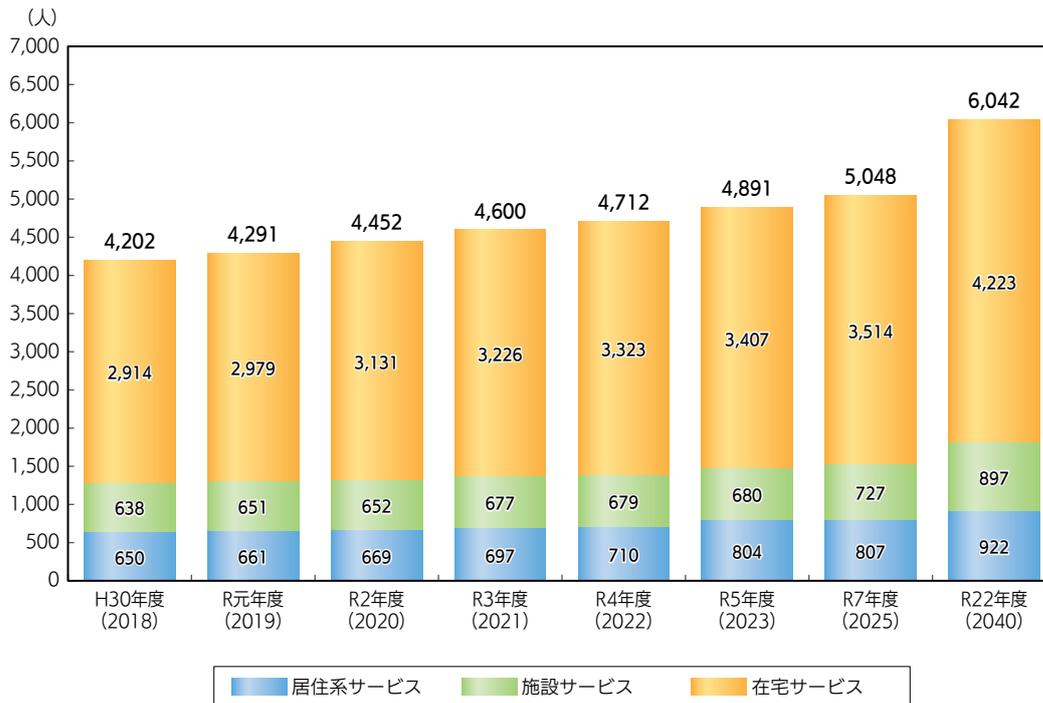
### 【人口の見通し】



### 【認定者数(第1号被保険者)の見込み】



## 【サービス利用者数の見込み】



※在宅サービスとは、施設・居住系サービス以外のサービスのことです。

※施設サービスとは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設の介護保険施設に加え、ここでは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含めます。

※居住系サービスとは、(介護予防) 特定施設入居者生活介護、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護を指します。

## 【介護保険事業費】

標準給付費と地域支援事業費を合わせた介護保険事業費は、第8期3年間で298億50百万円を見込んでいます。

(単位：円)

	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	合計
<b>標準給付費 計</b>	8,904,715,124	9,168,414,248	9,604,799,275	27,677,928,647
総給付費(一定以上所得者負担の調整後)	8,560,744,000	8,832,458,000	9,261,558,000	26,654,760,000
特定入所者介護サービス費等給付額	160,330,942	149,364,288	152,600,378	462,295,608
高額介護サービス費等給付額	148,618,328	150,625,990	153,891,041	453,135,359
高額医療合算介護サービス費等給付額	22,999,025	23,618,999	24,130,977	70,749,001
算定対象審査支払手数料	12,022,829	12,346,971	12,618,879	36,988,679
<b>地域支援事業費 計</b>	708,017,000	730,436,344	734,082,429	2,172,535,773
介護予防・日常生活支援総合事業費	429,234,000	432,284,084	435,355,216	1,296,873,300
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	202,730,000	203,299,260	203,874,213	609,903,473
包括的支援事業(社会保障充実分)	76,053,000	94,853,000	94,853,000	265,759,000
<b>介護保険事業費(標準給付費+地域支援事業費) 計</b>	9,612,732,124	9,898,850,592	10,338,881,704	29,850,464,420

## 第8期の介護保険料の算定

第8期においては第1号被保険者の保険料として、3年間で約72億86百万円を収納する必要があります。

これに第8期に想定される保険料収納率を勘案すると、保険料賦課総額として約74億35百万円を第1号被保険者で負担し合うことが必要になります。

(単位：円)

保険料収納必要額		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	合計
A	標準給付費見込額	8,904,715,124	9,168,414,248	9,604,799,275	27,677,928,647
B	地域支援事業費	708,017,000	730,436,344	734,082,429	2,172,535,773
C	介護予防・日常生活支援総合事業費	429,234,000	432,284,084	435,355,216	1,296,873,300
D	第1号被保険者負担分相当額	2,210,928,389	2,276,735,636	2,377,942,792	6,865,606,817
		(A + B) × 23%			
E	調整交付金相当額	466,697,456	480,034,917	502,007,725	1,448,740,097
		(A + C) × 5%			
F	調整交付金見込交付割合	2.65%	2.57%	2.43%	
G	調整交付金見込額	247,350,000	246,738,000	243,975,000	738,063,000
		(A + C) × F			
H	財政安定化基金拠出金見込額				0
I	財政安定化基金償還金				0
J	準備基金の残高(R2年度末の見込額)				450,000,000
K	準備基金取崩額				330,000,000
L	保健福祉事業費				40,000,000
M	保険料収納必要額	D + E - G + H + I - K + L			7,286,283,914
N	予定保険料収納率				98.0%
O	予定保険料収納率を考慮した 保険料賦課総額	M ÷ N			7,434,983,585

上記の「予定保険料収納率を考慮した保険料賦課総額」をもとに算定した、第8期における第1号被保険者の保険料基準額は年額68,292円(月額5,691円)となります。

### 〈保険料基準年額〉

$$= \text{保険料収納率を踏まえた必要額} \div \text{所得段階別加入割合補正後被保険者数}$$

$$= 68,292 \text{ 円 (基準月額: 5,691 円)}$$

## 第1号被保険者の所得段階別保険料

第8期の保険料段階設定については、法令等の改正を踏まえ、第7段階と第8段階を区分する所得金額を200万円から210万円に、また、第8段階と第9段階を区分する所得金額を300万円から320万円に、第9段階と第10段階を区分する所得金額を400万円から410万円に設定します。

区分	対象者	料率	保険料
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方</li> <li>本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金<sup>(※1)</sup>に係る雑所得を除いた合計所得金額<sup>(※2)</sup>と課税年金収入額の合計が80万円以下の方</li> <li>生活保護受給者</li> </ul>	0.30	20,496円 (月額：1,708円)
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金に係る雑所得を除いた合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方</li> </ul>	0.50	34,152円 (月額：2,846円)
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金に係る雑所得を除いた合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超えている方</li> </ul>	0.70	47,808円 (月額：3,984円)
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人は住民税非課税であるが、世帯内に住民税の課税者がいる方で、前年の課税年金に係る雑所得を除いた合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方</li> </ul>	0.90	61,464円 (月額：5,122円)
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人は住民税非課税であるが、世帯内に住民税の課税者がいる方で、前年の課税年金に係る雑所得を除いた合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えている方</li> </ul>	1.00	68,292円 (月額：5,691円)
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方</li> </ul>	1.20	81,960円 (月額：6,830円)
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方</li> </ul>	1.30	88,788円 (月額：7,399円)
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方</li> </ul>	1.50	102,444円 (月額：8,537円)
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が320万円以上410万円未満の方</li> </ul>	1.70	116,100円 (月額：9,675円)
第10段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が410万円以上の方</li> </ul>	1.90	129,756円 (月額：10,813円)

【※1 課税年金】 ○所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等（課税の対象となる年金）のことで、障害年金、遺族年金、老齢福祉年金等は含まれません。

【※2 合計所得金額】 ○収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで、第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以降の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した額を用います。

【※3 低所得者層の負担割合】 ○国の考え方に基づく公費による低所得者層への負担軽減策。第1段階から第3段階までの負担割合は、軽減が行われます。

### 第8期鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険事業計画〈概要版〉

令和3(2021)年3月

総務課（総務係） TEL:0942-81-4825 FAX:0942-85-2084  
 （介護保険料係） TEL:0942-85-3637 FAX:0942-85-2084  
 介護保険課（認定係・給付係） TEL:0942-81-3315 FAX:0942-81-3316  
 （地域支援係） TEL:0942-81-3111 FAX:0942-81-3316

E-mail: [tmk@ktarn.or.jp](mailto:tmk@ktarn.or.jp) / ホームページ <https://www.kttnet.co.jp/tosukaigo/>